

令和6年1月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和6年1月31日（水）開会 17時30分
閉会 18時23分

場 所 5階大会議室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）
教育委員 山本 隆正
教育委員 新谷 なをみ
教育委員 松浦 倫
教育委員 田中 淳子（議事録署名委員）

事務局職員 教育部長 古本 昭彦
教育部次長 稲尾 隆
教育政策課長 森本 悦子
学校教育課長 松丸 真治
社会教育課長 姫野 淳子
教育政策課参事 吉武 功二
学校教育課参事兼教育相談センター所長
宮川 久寿
学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）
縄田 早苗
社会教育課参事兼図書館長 西澤 和江
教育政策課教育政策係長 加藤 雄海
教育政策課指導主事 佐藤 元昭

傍聴人 1名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市教育行政アクションプランにおける令和6年度分の一部改訂について【議第1号】
第3 別府市立学校職員の育児休業に関する規則の一部改正について【議第2号】
第4 別府市子どもの読書活動推進協議委員会設置要綱の制定について【議第3号】
第5 別府市知見活用委員会委員の委嘱について【議第4号】

報告事項 (1) 別府市美術館運営協議会委員の委嘱について【報告第1号】

その他 (1) 部落差別解消のための学校教育推進基本方針・基本計画に係る各種調査結果について
(2) 令和5年度卒業（園）式・令和6年度入学（園）式の出席（案）について
(3) 2月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和6年1月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は田中委員にお願いいたします。

◎ 別府市教育行政アクションプランにおける令和6年度分の一部改訂について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第1号 別府市教育行政アクションプランにおける令和6年度分の一部改訂について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課参事 議案書1ページをご覧ください。議第1号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

「別府市教育行政アクションプラン」における令和6年度分の一部改訂についてご説明申し上げます。別資料をご覧ください。別府市教育委員会では、令和5年3月に「別府市教育行政アクションプラン令和5年度・令和6年度版」を策定し、教育行政を推進していますが、その令和6年度分について一部改訂するものでございます。改訂部分は、別資料3ページ、基本方針1施策1（4）自然体験活動の推進になります。担当課よりご説明いたします。

社会教育課長 社会教育課関係部分についてご説明いたします。3ページをお開きください。事業名（4）自然体験活動の推進についてです。事業目的としまして、「別府市教育委員会は、少年自然の家「おじか」の活動プログラムを活用し、子どもたちに家庭や学校では得がたい自然体験活動の機会を提供します。」とあります。現在、少年自然の家「おじか」は、施設の老朽化に伴い、休所となっており、利用することは困難な状況になっております。そのため、おじかの活動プログラムを活用しての自然体験は、今年度は実質的にはできておりません。事業目的から、少年自然の家「おじか」を削除し、「別府市教育委員会は、子どもたちに家庭や学校では得がたい自然体験活動の機会を提供します。」に改めたいと思います。事業目的の変更に伴いまして、主な取組につきましても、「地球温暖化」「自然保護」「自然観察と体験学習」等の専門的な知識を持つ、大分県環境教育アドバイザーと連携した自然体験活動の実施に変更します。また、6年度の指標ですが、「プログラムに参加した児童生徒数」から「自然体験活動に参加した園・小学

校の割合」に変更し、6年度の目標値は60%の設定にしております。以上でございます。

教育政策課参事 一部改訂となるため、表紙に「令和5年3月策定 令和6年3月一部改訂」と明記いたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま教育政策課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

松浦委員 大分県環境教育アドバイザーの方をお呼びして、子どもたちが自然体験活動に参加をするという理解でよろしいでしょうか。具体的に、こういった場所ですんなりすることをする、というようなことがあれば教えていただきたいです。

社会教育課長 場所に関しては、学校でも行えますし、例えば別府公園などでも行うことができます。内容といたしましては、生き物の調査と水質調査とか、地球温暖化の仕組みと防止に向けた取組、家庭から取り組む環境問題などがあります。テーマといたしましては、地球温暖化問題や自然保護、自然観察、体験型学習というものがございます。県のほうに環境教育アドバイザーとして登録している方に来ていただく仕組みになっています。

寺岡教育長 これはSDGsの一環でもありますよね。

新谷委員 私が思う体験活動というのは、普段の環境と違ったところで、集団で、普段の学校では体験できないことをするというようなイメージで、「おじか」はまさにそんな場所だったんですね。周りに先生はいますけどほとんど見ているだけで、自分たちが計画したことをグループで行ったり、子どもの力だけでご飯を作ったり、探検したり、オリエンテーリングしたりして、1泊2日だったり3泊4日だったり、長い時間を過ごすことによって、いろんなことを乗り越える力をつけることが目的になっていると思うんです。だからちょっと難しいとは思いますが、少し遠くても宿泊体験ができるような計画とか、学校から離れた場所、普段自分たちがいない場所で、何か起こったときも友達と協力して乗り越えられる力とか、そんな力が養えるような、そういうものを計画することが子どもたちの力に繋がるなという印象があります。

寺岡教育長 ご意見ということでよいでしょうか。ありがとうございます。その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第1号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第1号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校職員の育児休業に関する規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第2号 別府市立学校職員の育児休業に関する規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課長 2ページをご覧ください。議第2号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。改正理由は、市町村立学校職員の育児休業制度等に関する取扱要領の一部が改正されたことに伴うものでございます。11ページからの新旧対照表の右側をご覧ください。大きくは3点ございます。1点目は、11ページ下の第3条第4項から12ページの7項までの育児休業期間の延長です。第5項では、請求期間は1つの請求につき1年を限度とすること、第7項では、非常勤職員の場合を記載しています。2点目は、12ページ下の第4条第1項第1号から13ページの第11号までの育児休業の満了・終了・失効等です。第1号、第5号から第9号まで、第11号を新たに加える、又は変更をしています。3点目は、14ページの第7条第1項第1号から第10号までの部分休業の満了・終了・失効等です。内容は、育児休業の満了・終了・失効等とほぼ同じ内容になっております。なお、この規則は、令和6年2月1日から施行する予定です。ご審議の程、よろしくお願い致します。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 ちょっと量が多いのでなかなか分からないのですが、簡潔にどのように変わったかということをお教えください。

学校教育課長 以前は満3歳になるまで1回しか取れなかったもので、継続して育児休業を取っていくというやり方でしたが、育児休業を取って、またちょっと間を空けてまた取れる、という2回になったというところが大きい変更点です。先程大きく3点あると申し上げた部分が詳しく書いてあるということになります。ただ、今回の改正には育児休業が2回取得できるようになったという表記がございません。これにつきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の第2条の中で書いているのですが、こんなときこうする等の細かい取扱いについてはこちらの規則になっております。

山本委員 非常勤の場合はいかがですか。

学校教育課長 非常勤の場合は、12ページ中段の7項に「次のとおり読み替えるものとする」と書かれております。大きく変わったところはないのですが、(1)は第1項中「育児休業承認(期間延長)請求書」とあるのは「非常勤職員育児休業承認(期間延長)請求書」と読み替える、(2)は育児休業をしている非常勤職員が、任期満了後引き続き任用され、再度育児休業を取得する場合は、第1項中「1カ月前」とあるのは「校長が定める期日」と、第5項中「延長を請求」とあるのは「承認を請求」と読み替える、といった

ところが違う部分になると思います。

山本委員 非常勤職員は1年ごとの更新と思いますが、出産、育児しているということで、そこで雇い止めするのではなくて、さらに任用を継続することがあるということですか。

学校教育課長 そうですね。「任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、再度育児休業をしようとする場合にあっては」となっておりますが、現状で言うと、今年度小学校の臨時講師の方が妊娠されて産前休暇を取りました。産後休暇までは取れるのですが、そのあとは復帰するか育児休業を申請するかということだったので、その方はその時点で退職しております。ですので、いろんな制度は整ってきておりますので、その方の状況に応じて対応ができるようにはなってきていると思います。

新谷委員 臨時講師も育児休業を取れるようになったのですか。

学校教育課長 会計年度任用職員であれば、育児休業ということで「原則、子が1歳到達日までの期間、一定の要件を満たせば1歳6か月または2歳まで取得可能」とはなっています。そして臨時的任用職員につきましては、今のところこの表の中には、育児時間といったものはあるのですが、育児休業という文言はここにはないです。産前休暇と産後休暇はあります。それから育児参加休暇、これは産前8週間前から産後1年です。

新谷委員 育児参加休暇は父親が対象ですか。

学校教育課長 父親、母親という表記はなかったのですが、そこはすみません。

新谷委員 分かりました。ありがとうございました。

福島委員 虚偽の申請があった場合はどうなるのですか。

学校教育課長 今まで虚偽の申請という事例がなかったのでそこは分からないのですが、こちらに出される提出書類の中に、母子手帳であるとか出生届の書類であるとか、そういったものが必ず添付されますので、それでこちらでも判断しているという状況です。ですから、出産されて市役所に届け出て、対象のお子さんがはっきり分かるようになっておりますので、そこで虚偽ということはこれまで経験がございません。

福島委員 あり得ないこともないと思いますけど。

教育政策課長 学校職員の場合は県教委になるのですが、別府市職員の場合で言うと、懲戒処分の規定がありますので、虚偽申請の場合は処分の対象になります。

福島委員 ここに書かれていないけど、虚偽申請の処分についての違う規定があるのですね。

教育政策課長 はい。ただ、これは学校職員に関してですので、今は市職員の場合を例として申し上げました。学校職員の場合については、またお調べをしてご報告いたします。

教育部長 資料にもついておりますが、申請の様式で請求書というものを提出する場合に、請求に係る子の氏名等の情報は住民票等をちゃんと取って添付して出してくださいということになっておりますので、基本的には住民票に載っている状態で虚偽の申請というのは、あまり想定できないかなというところはあります。ただ、途中で養子縁組が取り消された場合等の届もありますが、解除されたけど黙っているということもありますので、そういった場合の県教委の罰則規定につきましては、こういったものになるのかということをもたまた調べてご報告させていただきます。

福島委員 虚偽の申請があった場合は何かに準ずるという記載があると、もしもの時が簡単だと思います。

寺岡教育長 では指摘事項ということをお願いします。
課長、男性の育児休暇は実際におられますか。

学校教育課長 はい。今日は準備しておりませんが、男性の育児参加休暇も認められまして、来年度、中学校の男性教員が育児休暇を1年取得する予定です。

寺岡教育長 そういう時代になっていますね。その他はよろしいですか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第2号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第2号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市子どもの読書活動推進協議委員会設置要綱の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第3号 別府市子どもの読書活動推進協議委員会設置要綱の制定について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 それでは21ページをお開きください。議第3号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
別府市子どもの読書活動推進計画（第3次）を令和4年3月に策定いたしました。推進計画では3つの基本方針を掲げ、その目的達成に向けて取組を進めているところでございます。この度設置をいたします別府市子どもの読書活動推進協議委員会において、その進捗状況の把握と、目的を達成するための計画修正等を図るための協議を行い、その結果を令和7年度末までに別府市教育委員会に報告するものです。

22 ページをお願いします。別府市子どもの読書活動推進協議委員会設置要綱の概要についてご説明いたします。第1条、設置についてです。子どもの読書活動の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、その基本理念にのっとり別府市の子どもの読書活動を推進していくため、別府市子どもの読書活動推進協議委員会を設置するものでございます。この条項の中の「子どもの読書活動推進に関する法律」でいう基本理念は、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とあります。第3条、組織です。子どもの読書活動推進協議委員会は、委員16名以内で構成し、第2項の各号の関係者をもって委員会といたします。なお、委員の委嘱につきましては、教育委員会が委嘱するということとなりますので、今回この設置要綱が認められれば、来月の定例教育委員会で委員の選定についてお諮りする予定でございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

田中委員 質問ですが、子どもの読書活動推進協議委員会の設置というのが平成13年の法律で定められていて、今回初めてこれを作るのですか。

社会教育課長 これまで、推進計画を策定する上で策定委員会の設置はございましたが、今回の協議委員会については初めてです。

田中委員 私の経験から言うと、文部科学省から子どもの読書についての調査が来るから、どこの市町村もこの協議会を立ち上げて、形式的になるところもあるかもしれないけどずっと回答していました。その間結構タイムラグがあるので、その割には子どもたちへの教育については熱心ですよ、別の意味で。だからどうしてここだけこんなに遅れたのかなと純粋に思いました。

寺岡教育長 別府市子どもの読書活動推進計画第3次で、これは5年ごとに見直すんですね。今田中委員がおっしゃったのは、この推進するための委員会がどうして設置されていなかったのかということですね。図書館協議会はありませんよね。

田中委員 図書館協議会があって、そこに新たに加えていくということですか。ちょっとそこが分からないので。

社会教育課長 図書館協議会とは別にこちらを立ち上げて、子どもの読書活動推進計画第3次の推進に向けて評価をしていくということですよ。

福島委員 図書館協議会とこれは根本的に何が違うのですか。

社会教育課長 図書館協議会につきましては、現在の市立図書館の運営等に意見をいただくというものになります。こちらは読書活動推進計画に特化したもので、その取組等が推進できているかの評価等をしていただくものになります。そしてその評価をいただくのと、計画を変更したほうがいいということであればその意見をいただく、そういうところになると思います。

福島委員 委員のメンバーは、図書館協議会と重ならないのですか。全然違う人ですか。

社会教育課長 図書館協議会の委員長に、策定委員会にも入っていただいているので、こちらの推進協議委員にも入っていただく予定にはなっております。図書館協議会の全員ではなく図書館協議会の代表者にも入っていただこうと思っております。

田中委員 2つの違いは分かりました。図書館協議会は図書館の運営をどうしていくかというようなことだと思うのですが、読書活動推進協議委員会は、小・中学校で子どもたちがどんな風に読書に関わっていくかとか広めていくかとか、中学生になればだんだん本を読まなくなったりとか、こういうアンケートというか調査が文部科学省から毎年来ていて、5年に1回読書活動推進のまとめを出している市町村が多いのですが、こんな大きな市なのに、別府市はそれをしなかったのかなとちょっと思いました。

社会教育課長 推進計画につきましては第3次なので、第1次、第2次と策定をしてきています。

田中委員 今回は第3次ということなのですね。よく分かりました。

社会教育課長 読書活動推進協議委員会は、読書を推進していくための委員会です。

社会教育課参事 図書館協議会のほうは、図書館で行われるサービス、そういったものに対して館長の諮問機関といった形になります。

福島委員 役割を明確に分けないと、同じようなものを2つ作ったみたいになるので。

社会教育課長 図書館協議会は、読書活動の推進に関しても、図書館に来て本を読んでほしいというところもあるので、図書館協議会がただ単に図書館に来てほしいための協議会ではなく、先程も参事が説明しましたように図書館長の諮問機関になるので、図書館のサービスに関しての意見をいただくということになります。図書館に来ていただきたいのはもちろんですが、図書館に来て本を読んでいただくというのも読書活動の推進になると思います。図書館だけに限らず、例えば子どもに読み聞かせを行うということも読書活動の推進になりますので、いろんな場面での読書活動の推進ということです。

福島委員 定義をきちんとしておかないと、非常に分かりにくいですね。

寺岡教育長 学校教育課長、学校でも図書館教育というものがあって、学校の分掌の中にそういうものがありますね。そういうところが今後こういうものと連携してくるわけですね。

学校教育課長 はい。司書教諭の免許を持った方が、12 学級以上の学校に 1 名という規定がありますので、各学校に 1 名おります。

寺岡教育長 その他よろしいですか。

松浦委員 委員が 16 人ということで、22 ページの 1 番から 8 番まで方々を 2 名ずつというような委員会になるのですか。

社会教育課長 これから調整していきたいと考えておりますので、2 名ずつになるかどうかというところは未定です。

松浦委員 随分大きな委員会だなと思って、いろいろなお話をまとめていくときに、16 人という数についてちょっと多いのではないかなという気がしております。

社会教育課長 16 人以内という文言もありまして、16 人いないといけないということではないので、例えば 10 人程度で構成していきましょうということになれば 10 人になることもあると思います。

寺岡教育長 その他はよろしいですか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 3 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 3 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市知見活用委員会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第 5、議第 4 号 別府市知見活用委員会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課参事 議案 25 ページをご覧ください。議第 4 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

26 ページをお開きください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条にございますとおり、事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うもので、2 項には「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定されてお

ます。それに伴いまして、今年度の知見活用委員については、昨年度お願いいたしました、立命館アジア太平洋大学言語教育センターの本田明子教授、別府大学教職課程教育学の櫻田裕美子教授、国立大学法人大分大学教職大学院教育学研究科の山本遼講師の3名の方に、引き続きお願いしたいと考えております。

本田明子氏は、大学で留学生に日本語や日本文化を教えており、昨年度の知見活用委員会では、多様な視点から別府市の教育行政に様々なご意見をいただきました。また、櫻田裕美子氏は、教職に進もうとする学生の指導を行っており、教職課程の教授としての視点から、これからの教育の在りようについてのご意見をいただきました。山本遼氏におかれましても、教職大学院で新しい学びや学校現場の今日的教育課題に対応し得る高度な実践力を持った教員の育成を行っており、その専門性から、多くの建設的なご意見をいただきました。各委員とも教育及び教育行政に造詣が深い方でございますので、この3名にお願いしたいと考えております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま教育政策課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第4号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第4号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第1号 別府市美術館運営協議会委員の委嘱について報告します。詳細は事務局から説明いたします。

社会教育課長 それでは29ページをお開きください。報告第1号 別府市美術館運営協議会委員の委嘱について説明させていただきます。30ページをお願いします。別府市美術館運営協議会設置要綱により、協議会は、委員10人以内で組織し、別府市美術協会会員、学識経験者、学校関係者、文化芸術関係者とし、教育長が委嘱することとなっております。この規定に基づき、委員をこちらに記載しております8名の方々に委嘱いたします。また、第1回別府市美術館運営協議会を、令和6年2月21日に開催し、併せて委員委嘱式を行う予定としております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 これは新設ですか。

社会教育課長 はい、新設です。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（１）

寺岡教育長 次にその他の項に入ります。部落差別解消のための学校教育推進基本方針・基本計画に係る各種調査結果について事務局から説明いたします。

学校教育課参事
兼共生社会実現・部落
差別解消推進課参事

それでは 31 ページをお開きください。その他事項、部落差別解消のための学校教育推進基本方針・基本計画に係る調査報告です。こちらは、2016 年に施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消法の第 1 条及び第 5 条に基づき、令和 5 年 3 月に改訂されました部落差別解消のための学校教育推進基本方針・基本計画に掲げております指標に係る報告となります。

調査概要ですが、調査は、教職員個人及び学校に回答を求める教職員取組調査と、小学 6 年生児童と中学 1 年生から 3 年生の生徒を対象にした人権学習に関するアンケートとなっています。実施期間や方法につきましては、そちらに記載しておりますとおりです。なお、ここに記載しております部落問題学習とは、そのページの下にあります。部落問題をはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意識意欲や実践行動力の育成を目指す学習のことと定めております。

続きまして実績です。今年度は、第 2 次改訂版をスタートさせた初年度の結果となり、「現状値 R 4 年度」の欄で※ 2 をつけている箇所は、今年度の実績を位置づけております。

まず「1. 部落問題学習の質の向上」、こちらは子どもたちへのアンケートになりますが、「あなたは学校の授業で人権（差別問題）についての学習をしましたか」の問いで「学習した」という回答の児童生徒の割合を指標として掲げ、目標値は 100%なのですが、昨年度の数値は小学校 87%、中学校 83%に対し、今年度は小学校 79%、中学校 85%でございました。「2. 教職員研修の充実」「3. 推進体制の確立」につきましては、そちらに記載しているとおりでございます。「4. 保護者・地域住民への啓発の推進」こちらも記載しているとおりでございますが、一番下の「部落問題学習について、保護者および地域住民に、啓発のための情報提供を行ったと回答する学校の割合」は 26%という結果でございました。

なお、調査詳細につきましては、添付資料 1-1、1-2、資料 2 を別紙にてお配りしておりますので、そちらをご覧ください。以上で報告を終わります。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（２）

【概要】 ※教育政策課参事より、令和５年度卒業（園）式・令和６年度入学（園）式の出席（案）について、日程及び出席者の説明があった。

◎ その他（３）

【概要】 ※令和６年２月定例教育委員会の開催日程について、令和６年２月 26 日（月）17：30 より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和６年１月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。